

人と動物の共生 する島 久米島

猫を飼っている（イサを与えている）皆さんへお願い

猫の放し飼いはマナー違反？

猫に関わる法律として、動物の“愛護及び管理に関する法律”の中の、「動物の飼養及び保管に関する基準」や各地方公共団体の条例の中で猫の飼育について定められています。

猫の飼育にあたっては、「生活環境の保全や繁殖制限を行う」など、他人の迷惑となることをしてはいけなく定められていますが、猫の習性上放し飼いは制限していませんので、放し飼いをしているからと言ってその行為自体に罰則はありません。

ですが、住民間での主なトラブルの原因は、放し飼いの猫による「被毛の飛散や糞尿の被害、発情期の鳴き声、庭を荒らされる」など様々です。

猫は一度したオシッコやウンチの場所は、綺麗に掃除されていても匂いで嗅ぎ分けます（特にオスはマーキングもします）。

それが他人の玄関先や庭先だったらどうでしょう、放し飼された猫は毎日やってきて、ルーティンワークの如く糞をして帰っていきます。

人に迷惑を掛ける飼い方をしてはいけません。飼い主のモラルの問題です！

久米島では犬の放し飼いやノーリードでの散歩も良く見かけます。「糞は持ち帰る」これもマナーの1つです！



久米島町役場 環境保全課
☎985-7126

夜はケージで寝かせましょう

猫の活動時間は主に早朝と夜間です。怖くなる前に部屋に入れましょう。人が寝静まる時間帯に、猫はどこかで待っているか分かりません。猫主の知らぬうちに、どこかで迷宮になっているかも・・・



久米島の場合「家屋の構造上すぐに室内飼育が出来ない」という事もありますが、せめて「夜間だけでも屋内に入れる」など、すぐに出来る対策もあります！

久米島赤土流出防止対策協議会からのお知らせ

農家が手間や費用をかけた良い土壌は、貴重な資源です。

それが大雨で流されないよう一緒に守っていきませんか？

当協議会では畑からの赤土等流出防止対策について現場確認を行い農家と相談の上、各農地にあった対策方法を決めていきます。

お困りごとがあれば、下記までお気軽にご連絡ください。



【対策事例1】赤土流出防止板の設置



【対策事例2】赤土流出を防ぐベチバーの植栽

お問い合わせ先

久米島赤土流出防止対策協議会
(役場 産業振興課内) ☎985-7134

沖縄県からの植物の持ち出しについて

沖縄など南西諸島に発生している病害虫のまん延防止のため、法律により一部の植物は、県外への持ち出しが規制されています。

県外に持ち出せない植物



県外に持ち出せる植物



上記の植物は一部です。サツマイモは蒸熱処理をすれば、カンキツ・グキツ等は横断に合格すれば持ち出せますが、必ず事前にお問い合わせください。

那覇植物防疫事務所 098-868-1679 平良出張所 0980-72-2433
那覇空港出張所 098-857-0054 石垣出張所 0980-82-2312

サツマイモ等は久米島への持ち込みが規制されています！

・サツマイモの害虫であるアリモドキソウムシが、平成25年4月に久米島から、令和3年4月28日に津堅島から根絶されました。
・再度入を防ぐため、法律により以下の植物（一吻）は、久米島、津堅島への持ち込みが規制されています。

久米島・津堅島に持ち込めない植物



この他に、アサガオの仲間

※これらの植物の加工品や種子は、自由に持ち込めます。
※サツマイモ（紅イモ含む）は、個人用途に限り蒸熱処理を行えば持ち込めますが、必ず事前に下記へお問い合わせください。

アリモドキソウムシとは...

・世界各地の熱帯・亜熱帯に分布。
・サツマイモが幼虫に食害されると、糞臭と苦味が出て、食用はもろろんのこと、肥料としても用いることができなくなる。



那覇植物防疫事務所 098-868-1679
那覇空港出張所 098-857-0054